平成２７年（フ）第１２５６号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目４番１号102
債務者　清水　則之
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　雅裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
和歌山県田辺市目良31番８号　目良坂井荘103号室、住民票上の住所和歌山県田辺市目良31番８号　103
債務者　松﨑るり子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１１９０号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目１番地４　グランメールソシアＣ　103
債務者　田村　彩加（旧姓松永・野崎）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目１番８号　新垣ハウス　303
債務者　洲鎌　利行
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杭田　恭二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７６号
埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216―522号
債務者　高橋　春均
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６７０号
埼玉県久喜市久喜東１丁目８番36号　イーストワイズ203
債務者　石塚　　大
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　恵太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０８号
沖縄県中頭郡西原町字上原159番地の１（ミッキーハウス302号）
債務者　米須真貴乃
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２８号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目30番12号　コーポ島201
債務者　仲程美智子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２４号
北海道野付郡別海町別海142番地の32
債務者　岡元　智美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町西４条南１丁目２番地１、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西４条南１丁目２番地
債務者　高橋　賢三
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１４８号
岡山県倉敷市東富井860番地２（サンライフ東富井１－１）
債務者　山田　圭治
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
岡山県倉敷市老松町３丁目13番12号（プレアール老松２―102）
債務者　坂元　要子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市真備町箭田36番地10（山陽防災興業内）
債務者　松本　幾雄
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
埼玉県鴻巣市新宿２丁目198番地３　102号室シティホームズ新宿
債務者　川北　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９１号
埼玉県蕨市南町２丁目18番17号　コーポ石井201号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係